

仙北市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要について

1 改正理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、仙北市国民健康保険税条例の改正が必要となったものです。

2 改正内容

課税限度額の引き上げについて

- ・医療分                   63万円 → 65万円   （2万円増）
- ・後期高齢支援分   19万円 → 20万円   （1万円増）

3 施行期日

令和4年4月1日